

海老名市教育委員会

(令和2年 5月 臨時会議事日程)

日時 令和2年5月8日(金)

午後3時00分

場所 えびなこどもセンター 201会議室

- 日程第 1 報告第 4 号 海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について
- 日程第 2 報告第 5 号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 3 報告第 6 号 令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について
- 日程第 4 報告第 7 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第1号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 5 報告第 8 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第2号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について
- 日程第 6 報告第 9 号 令和2年度海老名市一般会計補正予算(第3号)のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について(非公開事件)
- 日程第 7 議案第 26 号 令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

報告第4号

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し指定したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、児童生徒の健康、安全を確保することを目的として、海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき臨時休業日を指定したため

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について

1 概要

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業日を指定した。

また、同規則第3条第3項の規定により、告示を行った。

※告示文は別紙のとおり。

2 理由

臨時休業日を指定することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、児童生徒の健康、安全を確保するため。

3 期間

(1) 令和2年4月18日（土）から令和2年5月6日（水）まで

(2) 令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

※これにより、臨時休業期間は令和2年4月6日（月）から令和2年5月31日（日）となる。

4 教育長の臨時代理

(1) 令和2年4月7日指定

国の緊急事態宣言発令が見込まれており、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し、指定した。

(2) 令和2年5月5日指定

国の緊急事態宣言の延長が決定され、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長が臨時に代理し、指定した。

○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

（休業日）

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

（1）～（7） 略

（8） 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

○海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（抜粋）

（教育長に委任する事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（1） 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（2）～（16） 略

（教育長の臨時代理）

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事項の処理について、急施その他やむを得ない事情があるとき又はあらかじめ教育委員会の指示を受けたときは、これを臨時に代理することができる。

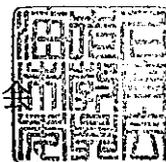


海老名市教育委員会告示第9号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき、令和2年4月18日から令和2年5月6日までを、海老名市立小学校及び中学校の休業日として指定する。

令和2年4月8日

海老名市教育委員会





海老名市教育委員会告示第11号

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき、令和2年5月7日から令和2年5月31日までを、海老名市立小学校及び中学校の休業日として指定する。

令和2年5月5日

海老名市教育委員会



報告第5号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年3月31日付及び令和2年4月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

令和2年3月31日付け

指 導 主 事 4名
4名

令和2年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

次長・専任参事級 1名
課 長 級 4名
係 長 級 6名
主 査 級 1名
主 任 主 事 級 2名
主 事 級 4名
技 能 労 務 職 1名
新 採 用 職 員 3名
任 期 付 職 員 2名
再任用職員：主事級 3名
再任用職員：技能労務職 5名
指 導 主 事 5名
37名

令和2年4月1日付け（兼務者）

課 長 級 3名
係 長 級 1名
主 査 級 1名
主 任 主 事 級 2名
主 事 級 1名
新 採 用 職 員 1名
再任用職員：主事級 2名
11名

令和2年4月1日付け（転出者）

課 長 級 1名
係 長 級 1名
主 査 級 1名
主 任 主 事 級 2名
主 事 級 2名
7名

令和2年3月31日付け

氏名	新所属	旧所属	備考
【指導主事】			
べっぶ ゆうじ 別府 裕二	神奈川県（海西中学校総括教諭）	就学支援課主幹（兼）指導主事	
しおた ゆうすけ 潮田 佑介	神奈川県（門沢橋小学校総括教諭）	教育支援課主幹（兼）指導主事	
すみだ あきこ 住田 晶子	神奈川県（今泉小学校教頭）	教育支援課主幹（兼）指導主事	
おおや たかし 大矢 貴史	神奈川県（柏ヶ谷中学校総括教諭）	教育支援課副主幹（兼）指導主事	

令和2年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【次長・専任参事級】			
わだ しゅうじ 和田 修二	教育部専任参事（兼）教育支援課長（兼）指導主事	教育部参事（兼）教育支援課長（兼）指導主事	昇任
【課長級】			
いまい やすお 今井 康生	教育総務課施設担当課長（兼）施設係長	管財課主幹（兼）営繕係長	昇任 兼務発令
くりもと よしゆき 栗本 欣幸	教育総務課長補佐（兼）総務係長	教育総務課主幹（兼）総務係長	昇任
おしかた みはる 押方 みはる	教育総務課主幹（兼）文化財係長（兼）郷土資料館長（兼）歴史資料収蔵館長	教育総務課文化財係長（兼）郷土資料館長（兼）歴史資料収蔵館長	昇格 兼務発令
やまだ あつし 山田 敦司	学び支援課長（兼）若者支援室長事務取扱	学び支援課長補佐（兼）学び支援係長	昇格 事務取扱発令
【係長級】			
おの けんたろう 小野 健太郎	就学支援課健康給食係長	下水道課主査	昇格 係長発令
つちや ようこ 土屋 葉子	教育支援課指導係長	教育支援課副主幹	係長発令
すずき まこと 鈴木 真	教育支援課副主幹	教育支援課指導係長	
こすげ まゆこ 小菅 舞夕子	教育支援課副主幹	教育支援課主査	昇格
あだちはら ひろし 足立原 洋	学び支援課学び支援係長	学び支援課副主幹	係長発令
みとみ けいこ 見富 恵子	学び支援課副主幹	学び支援課主査	昇格
【主査級】			
かみじょう かなこ 上條 加奈子	就学支援課主査	介護保険課主査	
【主任主事級】			
よしの あかね 吉野 茜	教育総務課主任主事	地域づくり課主任主事	
たきざわ みほこ 瀧澤 美穂子	就学支援課主任主事	就学支援課主事	昇格
【主事級】			
おがわ きょうへい 小川 恭平	教育総務課主事	管財課主事	
のじ こうめい 野地 孔明	就学支援課主事	危機管理課主事	
はなうえ わかの 花上 若乃	学び支援課主事	商工課主事	
こやた ひろき 小谷田 宏紀	学び支援課主事	文化スポーツ課主事	
【技能労務職】			
かわい きゆり 川井 佐由利	教育総務課用務員（今泉小学校）	教育総務課用務員（今泉小学校）	5級昇格

令和2年4月1日付け（昇格・昇任・転入者等）

氏名	新所属	旧所属	備考
【新採用職員】			
くすもと あやの 楠本 彩乃	教育総務課主事補		
うつのみや ゆうか 宇都宮 優花	教育総務課主事補		
おかだ たくみ 岡田 拓海	就学支援課主事補		
【任期付職員】			
いのくま なおき 猪熊 直樹	学び支援課主任主事	学び支援課主査	フルタイム 任期更新 (任期：令和 2年4月1日 から1年)
みやだい えいじ 宮台 英治	教育総務課主事補	教育総務課主事補	フルタイム 任期更新 (任期：令和 2年4月1日 から1年)
【再任用職員：主事級】			
いけだ まなぶ 池田 学	教育総務課主事	消防本部参事（兼）予防課長 （消防司令長）	短時間勤務
おさだ しげみ 長田 茂美	就学支援課主事	就学支援課主幹（兼）健康給食 係長	フルタイム
くぼ しんじ 久保 伸司	教育支援課主事	教育支援課主事	フルタイム 任期更新
【再任用職員：技能労務職】			
いそかわ みち代 磯川 みち代	教育総務課用務員（有馬小学 校）	教育総務課用務員（有馬小学 校）	フルタイム 任期更新
ひるかわ れいこ 比留川 玲子	教育総務課用務員（杉久保小学 校）	子育て支援課調理師（杉久保小 学校）	フルタイム 任期更新
わたなべ けいこ 渡邊 恵子	教育総務課用務員（海西中学 校）	教育総務課用務員（海西中学 校）	フルタイム 任期更新
はたの きみこ 畑野 紀美子	教育総務課用務員（柏ヶ谷中学 校）	教育総務課用務員（柏ヶ谷中学 校）	フルタイム
ふか のりこ 深 典子	教育総務課用務員（今泉中学 校）	教育総務課用務員（今泉中学 校）	フルタイム 任期更新
【指導主事】			
まえだ じゅんこ 前田 潤子	教育支援課主幹（兼）指導主事	神奈川県（社家小学校教諭）	
まちだ せいすけ 町田 誠祐	就学支援課副主幹（兼）指導主 事	神奈川県（柏ヶ谷中学校教諭）	
みむら さおり 三村 早織	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	神奈川県（海老名小学校総括教 諭）	
むらた だいすけ 村田 大介	教育支援課副主幹（兼）指導主 事	神奈川県（有馬中学校教諭）	
いしだ ゆう 石田 裕	教育支援課主査（兼）指導主事	神奈川県（海老名中学校教諭）	

令和2年4月1日付け（兼務者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
たけい 武井 慶博	地域づくり課主幹（兼）地域振興係長（併）学び支援課主幹	議会事務局議事調査係長	昇格 兼務発令
しげたに 繁谷 純子	子育て相談課主幹（兼）健康推進課主幹（兼）保健師（併）教育支援課主幹（兼）保健師	障害福祉課主幹（兼）市民税課主幹（兼）商工課主幹（兼）保健師（兼）社会福祉主事	兼務発令
おかだ 岡田 たかこ 卓子	こども育成課主幹（兼）管理栄養士（併）就学支援課主幹（兼）教育支援課主幹（兼）管理栄養士	こども育成課副主幹（兼）管理栄養士（併）就学支援課副主幹（兼）教育支援課副主幹（兼）管理栄養士	昇格
【係長級】			
ふじもと 藤本 りえ 理恵	子育て相談課こども家庭相談室長（併）教育支援課副主幹	国保医療課国民健康保険係長	兼務発令
【主査級】			
なかじま 中嶋 じゅんいち 純一	子育て相談課主査（併）教育支援課主査	子育て相談課主任主事（兼）市民税課主任主事（兼）商工課主任主事（併）教育支援課主任主事	昇格
【主任主事級】			
いとう 伊藤 けいこ 景子	こども育成課主任主事（併）教育総務課主任主事	こども育成課主任主事（併）就学支援課主任主事（兼）教育支援課主任主事	兼務発令
たなべ 田邊 ちえこ 千恵子	こども育成課主任主事（併）教育総務課主任主事	道路管理課主事	昇格 兼務発令
【主事級】			
はっとり 服部 あいか 愛香	こども育成課保健師（兼）健康推進課保健師（併）就学支援課保健師（兼）教育支援課保健師	健康推進課保健師	兼務発令
【新採用職員】			
こばやし 小林 みお 緒	こども育成課保健師（兼）健康推進課保健師（併）就学支援課保健師（兼）教育支援課保健師		兼務発令
【再任用職員：主事級】			
よこやま 横山 たかあき 丘明	地域づくり課主事（併）学び支援課主事	地域づくり課主任主事（併）学び支援課主任主事	フルタイム 任期更新
かんべ 神部 たかし 孝志	こども育成課主事（併）教育総務課主事	こども育成課主任主事（併）教育総務課主任主事	フルタイム 任期更新

令和2年4月1日付け（転出者）

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
ほかもら ともあき 外村 智昭	市民相談課長	学び支援課長（兼）若者支援室 長事務取扱	
【係長級】			
おおさわ ひでかず 大澤 英和	環境課環境共生係長	教育総務課施設係長	
【主査級】			
むかいはら たかひで 向原 崇英	生活支援課主査（兼）社会福祉 主事	教育総務課主査	兼務発令
【主任主事級】			
くどう まり 工藤 摩織	地域づくり課主任主事	教育総務課主任主事	
おおのり ふみちか 大乘 文哉	下水道課主任主事	就学支援課主事	昇格
【主事級】			
たにだ くみ 谷田 久美	秘書課主事	教育総務課主事	
なかもら たくみ 中村 匠	文化スポーツ課主事	就学支援課主事	

報告第6号

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について

令和2年度海老名市教育委員会非常勤特別職の委嘱について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し委嘱したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

辞職及び任期満了に伴い、新たに非常勤特別職を委嘱したため

非常勤特別職(海老名市奨学生選考委員会委員)の委嘱について

1 海老名市奨学生選考委員会委員について

海老名市奨学生としての適否及び理由その他必要な事項に係る協議を行う。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 提案理由

人事異動、役員改選等による辞職に伴う新規委嘱

4 委嘱者

氏名	委嘱等内容	備考
むらい としお 村井 敏男	新規	民生委員児童委員
なるおか せいじ 成岡 誠司	新規	海老名市立今泉中学校長
すずき きょうこ 鈴木 恭子	新規	神奈川県立海老名高等学校長

5 名簿

別紙のとおり

海老名市奨学生選考委員会委員名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が令和2年度からの新委員

番号	氏名	所属	委嘱期間	備考
1	むらい としお 村井 敏男	民生委員児童委員	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の 残任期間
2	あきやま のりこ 秋山 範子	海老名小学校長	H31.4.1～R3.3.31	
3	おおしま なおこ 大島 直子	海老名中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
4	がもう としゆき 河毛 利之	有馬中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
5	すぎやま ひろたか 相山 博考	海西中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
6	ひやざき よしき 飛矢崎 義基	柏ヶ谷中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
7	はしもと まさお 橋本 正夫	大谷中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
8	なるおか せいじ 成岡 誠司	今泉中学校長	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の 残任期間
9	すずき きょうこ 鈴木 恭子	神奈川県立海老名高等学校長	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の 残任期間

非常勤特別職(海老名市立小中学校 学校運営協議会委員)の委嘱について

1 学校運営協議会委員について

学校運営への必要な支援及び協力を行う。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

3 提案理由

辞職及び任期満了に伴う継続及び新規委嘱

4 委嘱者

別紙資料「各学校運営協議会委員名簿」参照

海老名市立海老名小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	おだじま けいこ 小田島 恵子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	あかつか まこと 赤塚 誠	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	まつおか みちひで 松岡 路秀	R2. 4. 1	継続	地域住民
4	かねこ しほ 金子 志穂	R2. 4. 1	継続	保護者
5	うめだ ひさつぐ 梅田 高嗣	R2. 4. 1	新規	保護者
6	いこま あきら 生駒 晶	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	にしじま たかひろ 西嶋 貴弘	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
8	あきやま のりこ 秋山 範子	R2. 4. 1	継続	校長
9	わだ なみよ 和田 波代	R2. 4. 1	継続	教頭
10	いしだ まさき 石田 雅樹	R2. 4. 1	新規	教務主任
11	かみむら ひろゆき 神村 博之	R2. 4. 1	継続	地域担当 教員
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

海老名市立東柏ヶ谷小学校 学校運営協議会委員名簿
(委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	しもじま めぐみ 霜島 恵	R2. 4. 1	継続	校長
2	はが けいこ 芳賀 敬子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	はしもと えみり 橋本 絵美里	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	くによし ひじり 國吉 聖	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	つぼい はつね 坪井 初音	R2. 4. 1	継続	保護者
6	かわさき よしひと 川崎 好仁	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
7	ふたみ よしお 二見 吉男	R2. 4. 1	継続	地域住民
8	やぎした たいすけ 柳下 泰介	R2. 4. 1	継続	地域住民
9	ながい とおる 長井 徹	R2. 4. 1	継続	地域住民
10	おさない せいじゆん 小山内 清潤	R2. 4. 1	新規	地域住民
11	せとぐち つよし 瀬戸口 壮	R2. 4. 1	継続	地域住民
12	つかはら いさお 塚原 勲	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
13	おおわだ たかし 大和田 崇史	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
14	さとう たかお 佐藤 孝男	R2. 4. 1	継続	地域住民
15	もりや よしこ 守谷 美子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
16	たかはし のりつぐ 高橋 典嗣	R2. 4. 1	継続	学識経験者
17	こいけ かずみ 小池 一美	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
18				
19				
20				

海老名市立社家小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	そが 是るお 治夫	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
2	たぐち あきお 昭夫	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	さんだ ひでき 三田 英樹	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
4	つつき みゆき 津々木 美幸	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
5	いげた きよこ 井桁 清子	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
6	まるやま さゆり 丸山 小百合	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
7	かすがい みほ穂 春日井 美穂	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
8	かもしだ まき 鴨志田 真紀	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
9	おまた たかひと 小俣 隆史	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
10	よねやま やすえ 米山 靖恵	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
11	おおのり ゐみたか 大乘 文孝	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
12	あんどう そうご 安藤 壯吾	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
13	とみた かずとし 富田 和利	R2. 4. 1	新規	学校運営に資する活動を行う者
14	そが こうじ 是るお 幸治	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
15	よねやま としこ 米山 敏子	R2. 4. 1	継続	学識経験者
16	たてわき ひろひと 立脇 寛人	R2. 4. 1	継続	校長
17	いしい ゆき 石井 友紀	R2. 4. 1	新規	教頭
18	うちだ たかのぶ 内田 宇伸	R2. 4. 1	継続	教務主任
19	たかはし かずこ 高橋 一子	R2. 4. 1	継続	総括教諭 (コミュニティ・スクール担当)
20				

海老名市立杉久保小学校 学校運営協議会委員名簿
 (委嘱期間は原則2年間)

2020.4.1

No.	氏名	委嘱日	継続・新規	備考
1	伊藤 健三 いとう けんぞう	R2. 4. 1	継続	学識経験者
2	岩崎 佐容子 いわさき きよこ	R2. 4. 1	継続	学校運営に資する活動を行う者
3	大塚 真樹 おおつか まさき	R2. 4. 1	継続	保護者
4	今泉 直人 いまいずみ なおと	R2. 4. 1	新規	保護者
5	金子 由美子 かねこ ゆみこ	R2. 4. 1	継続	地域住民
6	前田 正晴 まえだ まさはる	R2. 4. 1	継続	地域住民
7	山室 修次 やまむろ しゅうじ	R2. 4. 1	継続	学識経験者
8	山川 勇 やまかわ いさむ	R2. 4. 1	継続	校長
9	打野 公一 うちの こういち	R2. 4. 1	継続	教頭
10	田村 哲哉 たむら てつや	R2. 4. 1	新規	教務担当教諭
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

非常勤特別職(海老名市教育支援センター運営協議会委員)の委嘱について

1 海老名市教育支援センター運営協議会委員について

海老名市教育支援センターの事業を適正かつ円滑に進めるために設置する。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 提案理由

人事異動による辞職に伴う新規委嘱

4 委嘱者

氏名	委嘱等内容	備考
むらき しんや 村木 真也	新規	海老名警察署生活安全課長
やまかわ いさむ 山川 勇	新規	杉久保小学校長

5 名簿

別紙のとおり

令和2年度海老名市教育支援センター運営協議会委員名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が令和2年度からの新委員

NO	氏 名	所 属	委嘱期間	備考
1	むらき しんや 村木 真也	海老名警察署生活安全課長	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の残任期間
2	たまい まさし 玉井 正史	有馬高等学校長	H31.4.1～R3.3.31	
3	おおしま なおこ 大島 直子	海老名中学校長	H31.4.1～R3.3.31	
4	やまかわ いさむ 山川 勇	杉久保小学校長	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の残任期間
5	くまきり ゆたか 熊切 豊	保護司会代表	H31.4.1～R3.3.31	
6	さかえしろう 榮 芳朗	民生委員児童委員代表	R1.12.1～R3.3.31	任期は、前任者の残任期間
7	まきの みつこ 牧野 光子	厚木児童相談所養護課長	H31.4.1～R3.3.31	
8	かなさし よしこ 金指 芳子	子育て相談課長	H31.4.1～R3.3.31	
9	なかえ よういちろう 中江 陽一郎	海老名市医師会	H31.4.1～R3.3.31	
10	やまだ よしこ 山田 佳子	わかば学園長	H31.4.1～R3.3.31	
11	よしかわ れいこ 芳川 玲子	東海大学教授	H31.4.1～R3.3.31	

非常勤特別職(海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員)の委嘱について

1 海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員について

いじめの防止等に関係する組織及び団体の連携を図ることを目的として設置する。

2 委嘱期間について

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 提案理由

人事異動による辞職に伴う新規委嘱

4 委嘱者

氏名	委嘱等内容	備考
むらき 村木 真也	新規	海老名警察署生活安全課長
なるおか 成岡 誠司	新規	中学校長代表

5 名簿

別紙のとおり

海老名市いじめ問題対策連絡協議会委員名簿

(敬称略)

任期＝2年間

※網掛け部分が令和2年度からの新委員

番号	氏名	所属	委嘱期間	備考
1	むらき しんや 村木 真也	海老名警察署生活安全課長	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の 残任期間
2	なるおか せいじ 成岡 誠司	中学校長代表	R2.4.1～R3.3.31	任期は、前任者の 残任期間
3	はるやま しげき 春山 茂樹	小学校長代表	H31.4.1～R3.3.31	
4	まきの みつこ 牧野 光子	厚木児童相談所	H31.4.1～R3.3.31	
5	いけがめ たかし 池亀 隆	海老名市人権擁護委員	H31.4.1～R3.3.31	
6	こばやし まさとし 小林 正稔	学識経験者(県立保健福祉大学)	H31.4.1～R3.3.31	

報告第7号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

4月6日付で市長から意見を求められたが、令和2年第2回海老名市議会臨時会は4月10日に開催されるため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に係る部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

6 スケジュール

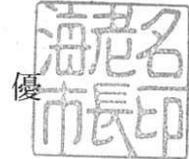
令和2年第2回海老名市議会臨時会上程

海文発第1号
令和2年4月6日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

海教総収第31号
令和2年4月6日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市教育委員会



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第1号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

令和2年度 海老名市一般会計補正予算（第1号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	5,191,909	2,124	5,194,033	
1 教育総務費	—	1,940,306	2,124	1,942,430	
2 事務局費	—	1,045,414	1,800	1,047,214	
8 プログラミング教育推進事業費	—	232,420	1,800	234,220	
1 プログラミング教育推進事業費	教育支援課	232,420	1,800	234,220	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校教育活動休止に配慮し、児童が自宅で学習できる環境を早急に整えます。
3 学校給食費	—	834,402	324	834,726	
6 学校給食調理経費	—	362,593	324	362,917	
2 収納事務経費	就学支援課	3,621	324	3,945	市内小中学校の臨時休業に伴い、提供予定であった給食を提供しなくなったことから、学校給食費を保護者へ還付する。還付を行うにあたり、振込口座が不明な保護者があり、出納閉鎖期間内に還付を行うことができない保護者が相当数見込まれることから、歳出還付を行うための予算を計上する。

報告第8号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、海老名市長から意見を求められたため、異論なしとして申し出をした。

2 教育長の臨時代理

4月30日付で市長から意見を求められたが、補正予算案は5月1日付で専決となる予定であるため、その対応に急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、申し出をした。

3 意見を求められた議会の議決を経るべき案件

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に係る部分

4 海老名市長からの文書

別紙のとおり

5 教育委員会からの申し出文書

別紙のとおり

6 スケジュール

令和2年5月1日 地方自治法第179条第1項に基づく専決処分
5月11日 地方自治法第179条第2項に基づく議会報告

海文発第4号
令和2年4月30日

海老名市教育委員会 殿



海老名市長 内野



令和2年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和2年度海老名市一般会計補正予算（第2号）のうち教育に関する部分について、貴教育委員会の意見を求める。

海教総収第 66 号
令和 2 年 4 月 30 日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市教育委員会



令和 2 年度海老名市一般会計補正予算に関し意見を求めることについて

このことについて、令和 2 年度海老名市一般会計補正予算（第 2 号）のうち教育に関する部分について、異論はありません。

令和2年度 海老名市一般会計補正予算（第2号）【教育委員会所管部分】

1 歳入歳出予算補正

(1) 歳入

(単位：千円)

款・項・目・節・細節	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
14 国庫支出金	—	1,568,720	14,010,273	15,578,993	
2 国庫補助金	—	251,339	145,378	396,717	
5 教育費国庫補助金	—	251,339	145,378	396,717	
1 小学校費補助金	—	130	45	175	
28 小学校保健特別対策事業費	就学支援課	0	45	45	新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策で、保健衛生用品を購入する学校設置者を対象に補助金が交付されるため。
2 中学校費補助金	—	452	22	474	
20 中学校保健特別対策事業費	就学支援課	0	22	22	新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策で、保健衛生用品を購入する学校設置者を対象に補助金が交付されるため。
3 社会教育費補助金	—	108,669	145,311	253,980	
4 子ども・子育て支援事業費	学び支援課	108,669	145,311	253,980	
20 諸収入	—	360,902	2,362	363,264	
4 雑入	—	360,902	2,362	363,264	
2 雑入	—	360,902	2,362	363,264	
2 雑入	—	360,902	2,362	363,264	
16 学校臨時休業対策費補助金	就学支援課	0	2,362	2,362	3月2日から春休みまでの臨時休業期間の学校給食費について、保護者への返還や食材のキャンセル費等により、学校設置者の負担となる経費に対して補助金が交付されるため。

(2) 歳出

(単位：千円)

款・項・目・細目・細々目	所管課	補正前額	補正額	補正後額	説明
10 教育費	—	5,194,033	147,261	5,341,294	
1 教育総務費	—	1,942,430	1,813	1,944,243	
3 学校給食費	—	834,726	1,813	836,539	
6 学校給食調理経費	—	362,917	1,813	364,730	
1 学校給食調理経費	就学支援課	358,972	1,813	360,785	新型コロナウイルス感染症拡大防止による小中学校の臨時休業に伴い、公益財団法人神奈川県学校給食会に対して3月分における食材キャンセル料を支払うもの。
2 小学校費	—	649,838	91	649,929	
1 学校管理費	—	561,273	91	561,364	
8 小学校健康管理事業費	—	26,963	91	27,054	
1 小学校健康管理事業費	就学支援課	24,343	91	24,434	新型コロナウイルス感染拡大に伴う防止対策として、児童の健康・安全のため、非接触型体温計を市立小学校に設置する。
3 中学校費	—	377,468	46	377,514	
1 学校管理費	—	317,481	46	317,527	
7 中学校健康管理事業費	—	19,420	46	19,466	
1 中学校健康管理事業費	就学支援課	17,712	46	17,758	新型コロナウイルス感染拡大に伴う防止対策として、児童の健康・安全のため、非接触型体温計を市立中学校に設置する。

4 社会教育費	—	1,530,950	145,311	1,676,261	
1 社会教育総務費	—	545,401	145,311	690,712	
3 社会教育推進事業費	—	429,233	145,311	574,544	
11 学童保育支援事業費	学び支援課	370,433	145,311	515,744	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国の令和2年度補正予算（内閣府）により令和元年度に財政措置された放課後児童健全育成事業に対する補助の継続及び補助メニューの追加が明らかとなった。 当市においても市内学童事業所に対する支援を実施するため、6月末日までを目途として補助対象事業に対する補助金交付を実施する。

報告第9号

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第3号）のうち教育に係る部分
に関する意見の申し出について（非公開事件）

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第3号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し意見の申し出をしたので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

令和2年度海老名市一般会計補正予算（第3号）のうち教育に係る部分に関する意見の申し出をしたため

議案第26号

令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

別紙のとおり、令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について、議決を求める。

令和2年5月8日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」を決定したいため

令和3年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

1 概要

県の「令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」を踏まえ、令和3年度の中学校教科用図書及び特別支援学級用一般図書の「海老名市教科用図書採択基本方針」を定めたい。

2 海老名市教科用図書採択基本方針

別紙のとおり

3 資料

- (1) 令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針（神奈川県）
- (2) 教科書採択における公正確保の徹底等について（文部科学省）
- (3) 令和3年度使用教科書の採択事務処理について（文部科学省）
- (4) 令和元年度教科用図書検定結果（文部科学省）

4 その他

- (1) 採択する教科用図書等
 - ・ 令和3年度使用中学校教科用図書
 - ・ 令和3年度使用特別支援学級用一般図書
- (2) 採択にかかわる日程
 - 令和2年2月 教科用図書担当者会議（採択事務について）
 - 4月 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査員会の細案等について検討
 - 5月 第1回調査員会の開催
第1回採択資料作成委員会の開催
 - 6月 第2回調査員会の開催
第3回調査員会の開催
教科用図書展示会
 - 7月 第2回採択資料作成委員会の開催
令和3年度使用教科用図書採択決定
 - 8月 需要数報告

海老名市教科用図書採択基本方針

令和2年5月8日
海老名市教育委員会

- (1) 令和3年度の中学校教科用図書及び特別支援学級用一般図書は、神奈川県教育委員会が定める「令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が採択する。
- (2) 中学校教科用図書については、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、種目ごと1種の教科用図書を採択する。
- (3) 特別支援学級用一般図書は、新たな図書を採択する。

令和3年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、令和3年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 令和3年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、並びに特別支援学校の小学部・中学部において使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（令和3年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）における教科用図書選定審議会等（以下「審議会等」という。）の諮問機関は、教科用図書の採択についての審議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合、当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により組織や運営に関する規約を定めて、教科用図書の採択について協議を行うための協議会（以下「採択地区協議会」という。）を設け、調査研究を行い、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。

その際、協議に臨む前に各教育委員会としての採択方針等を事前に定め、予め公表することにより、採択事務の手續について明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、適正かつ公正な採択の確保及び開かれた採択の推進を図る観点から、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択地区における審議会等の委員名、採択にいたる経過、採択理由など教科用図書採択に係る情報について積極的な公開に努めること。
- (5) 採択権者は、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保するとともに、採択にあたっては、いかなる疑念の目も向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めること。
- (6) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和2・3・4・5年度用）、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の結果（令和3・4・5・6年度用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準について

- (1) 各発行者が作成する「教科書編修趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択すること。
- (2) 採択権者の権限と責任において、公明・適正を期し、採択すること。
- (3) 採択地区における児童・生徒、学校、地域等の特性を考慮して採択すること。

3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について

市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、採択地区に審議会等を置くことが望ましい。

この審議会等の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 審議会等は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。
 - ア 教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 審議会等には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会等での審議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (7) その他、審議会等における必要な事項は、審議会等が教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について

当該採択地区内の市町村教育委員会は、協議により規約を定めて、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校、義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。採択地区協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書の調査研究に関する資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。
- (3) 採択地区協議会は、採択地区協議会の規約の定めるところにより、当該採択地区内の市町村教育委員会が指名する委員をもって組織する。委員の選任については、当該採択地区内の市町村教育委員会の権限と責任が十分に反映されるよう留意することとし、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

- ア 当該採択地区内の市町村教育委員会
 - イ 校長会
 - ウ 教育研究会
 - エ その他（保護者等）
- (4) 採択地区協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。
- (5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、採択地区協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。
- (6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、採択地区協議会が委嘱する。
- (7) その他、採択地区協議会における必要な事項は、採択地区協議会が当該採択地区内の教育委員会の意見を聞いて定めることができる。

5 令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点について

令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の生徒の学習等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
 - ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
 - ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・[思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・[たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・[社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 中学校学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。

(エ) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、生徒が使いやすいような工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 学習指導要領解説に示された言語活動例をもとに各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）の資質・能力を育成するための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 語彙を豊かにするための題材として工夫や配慮がなされているか。
- 読書活動の充実を図るための題材として工夫や配慮がなされているか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆との関連をもたせるための工夫や配慮がなされているか。
- 文字を正しく整えて速く書く能力を育成するための工夫や配慮がなされているか。
- 日常の学習や生活に役立てる態度を育てるための工夫や配慮がなされているか。

(ウ) 社会（地図を除く）

- 生徒が、各分野における「社会的な見方・考え方（地理的な見方・考え方、歴史的な見方・考え方、現代社会の見方・考え方）」を働かせる学習ができるための工夫や配慮がなされているか。
- 社会的事象について生徒が多面的・多角的に考察、構想し、表現するための工夫や配慮がなされているか。
- 課題を追究・解決する活動の充実を図るための工夫や配慮がなされているか。

(イ) 地図

- 一般図・拡大図・主題図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、生徒の発達の段階に即したものが適切に取り上げられているか。
- 生徒が自主的に学習に取り組み、情報を読み取る技能及びまとめる技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。

(オ) 数学

- 数学的活動を通して、基礎的な知識及び技能を身に付けるための工夫や配慮がなされているか。
- 言葉や数、式、図、表、グラフなどの数学的な表現を用いて、論理的に考察し、さらにその過程を振り返り、その考えを表現して深めるための工夫や配慮がなされているか。
- 不確定な事象を取り扱うなかで、目的に応じてデータを収集して処理し、その傾向を読み取って判断するような題材の工夫、批判的に考察し、問題解決に取り組めるような題材の工夫や配慮がなされているか。

(カ) 理科

- 観察、実験などは、3年間を通じて、科学的に探究する力の育成が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 観察、実験などは、日常生活や社会とのかかわりの中で、生徒が理科の有用性を実感したり、自らの力で知識を獲得したり、また、それらを表現したりして、理解を深めて体系化していくような工夫や配慮がなされているか。
- 原理や法則の理解を深めるためのものづくりや、継続的な観察や季節を変えての定点観測など、体験的な学習活動の充実が図られるような工夫や配慮がなされているか。

(キ) 音楽

- 表現及び鑑賞の基礎的な能力を養うために、〔共通事項〕をよりどころとして、主体的・協働的な学習の展開が図られるような工夫や配慮がなされているか。
- 「A 表現」や「B 鑑賞」の教材は、学習を積み重ねていくことができるよう、系統的、発展的に配列されているか。
- 音楽文化の理解について、多様な音楽を、身の回りの生活や社会と関連させながら学習するための工夫や配慮がなされているか。

(ク) 美術

- 生徒が自ら造形的な見方・考え方を働かせながら、表現したり鑑賞したりして、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わるような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が自ら主題を生み出して表現したり、自ら造形的な見方や考え方を働かせて鑑賞したりできるよう、表現及び鑑賞の題材に、自分らしい思いや考えをもつための工夫や配慮がなされているか。
- 「A 表現」と「B 鑑賞」の領域、及び、〔共通事項〕の学習内容を、相互に関連させながら取り扱うような工夫や配慮がなされているか。

(ケ) 保健体育

- イラスト、写真、事例等の資料について、最新のデータを扱うなど信頼性があり、生徒が健康・安全について、自他の課題を発見し、解決することに役立つような工夫や配慮がなされているか。
- 生徒が個人生活における健康・安全について科学的に思考し、判断するとともに、筋道を立てて他者に表現できるような学習活動が取り上げられているか。
- 生徒が生涯にわたって心身の健康を保持増進する態度を養うよう、学習活動の工夫や配慮がなされているか。

(コ) 技術・家庭

- 実践的・体験的な活動を通して、基礎的な知識及び技能の習得やそれらを生かした思考力・判断力・表現力等の育成を図るための工夫や配慮がなされているか。
- 「技術の見方・考え方」や「生活の営みに係る見方・考え方」を働かせた学習となるよう、内容構成に工夫や配慮がなされているか。
- 既存の技術の理解を図る学習過程や、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し解決する力を養う学習過程が取り上げられているか。

(サ) 英語

- 「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」などのコミュニケーションを図る資質・能力を総合的に育成できるよう、実際の言語の使用場面や言語の働き等に十分配慮した題材を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 小学校と関連した構成となるよう、小学校外国語活動及び外国語科で扱った音声や語彙、表現を取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。
- 国際理解を深めることにつながるように、世界の人々や日本人の日常生活、風俗習慣、物語、地理、歴史、伝統文化、自然科学などを、生徒の発達の段階や興味・関心に即して効果的に取り上げるなど、工夫や配慮がなされているか。

(シ) 特別の教科 道徳

- 道徳的な課題を生徒が自分との関わりの中で、主体的に考え、自分の考え方、感じ方を明確にすることができるよう、「考える道徳」につながる内容構成になっているか。
- 自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考えるために、多様な考え方、感じ方と出あい交流する「議論する道徳」につながる内容構成になっているか。
- 発達の段階に応じて、道徳的行為に関する体験的な学習を取り入れるための工夫や配慮がなされているか。

6 令和3年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）、義務教育学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障がいのある児童・生徒の障がいの程度や発達の状態等に鑑み、題材等の取扱いが適切なものであるか、工夫や配慮がなされているかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(ア) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 「教育基本法（第1条、第2条）及び学校教育法（第49条・第30条2項）に基づき、学習指導要領において示された「資質・能力」の3つの柱で整理された各教科の目標を踏まえた工夫や配慮がなされているか。

- ・生きて働く「知識・技能」を習得するための工夫や配慮
- ・未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成を図るための工夫や配慮
- ・学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための工夫や配慮

(イ) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容に沿っているか。
 - ・ [思いやる力] 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - ・ [たくましく生きる力] 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - ・ [社会とかかわる力] 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容と構成

- 学習指導要領（平成 29 年告示）の改訂の要点を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮
 - ・ 他教科との関連等、カリキュラム・マネジメントに資する工夫や配慮
- 学習指導要領の改訂における教育内容の主な改善事項等を踏まえた工夫や配慮がなされているか。
 - ・ 言語能力の確実な育成
 - ・ 伝統や文化に関する教育の充実
 - ・ 体験活動の充実
 - ・ 学校段階間の円滑な接続
 - ・ 情報活用能力の育成
 - ・ 児童・生徒の学習上の困難さに応じた工夫
- 児童・生徒にとって分かりやすく理解が深まるような構成上の工夫や配慮がなされているか。
- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障がいの状態及び特性等からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する工夫や配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上での工夫や配慮がなされているか。
- 他の教科等及び自立活動との関連について必要に応じて工夫や配慮がなされているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(I) 分量・装丁・表記等

- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも工夫や配慮がなされているか。
- 文章表現や漢字・用語・記号・計量単位・図版等、児童・生徒が読みやすく理解しやすいような工夫や配慮がなされているか。

イ 教科・種目別の観点

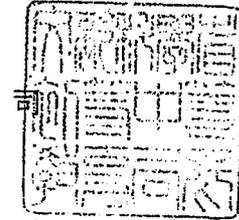
教科・種目別の観点については、令和2年度使用小学校、義務教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点及び令和3年度使用中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。



元文科初第1807号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
丸山 洋



(印影印刷)

教科書採択における公正確保の徹底等について（通知）

教科書は、全ての児童生徒の学校における授業や家庭における学習活動において重要な役割を果たすものであり、その採択については、公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会が、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長が権限を有しています。

このため、教科書採択は、これらの採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう適切に行われることが必要であることはもとより、採択権者である教育委員会や学校長は、採択結果やその理由について、保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要となります。

教科書発行者においては、業界団体である一般社団法人教科書協会が中心となり、「教科書発行者行動規範」（以下「行動規範」という。）を制定するなど、信頼回復に向けた取組を進めてきました。しかし、教科書採択の公正確保のためには、教育委員会をはじめとする採択権者等における取組が引き続き不可欠であることは言うまでもありません。ついては、令和元年度における教科書採択の状況調査の結果（別添資料）も踏まえ、教科書採択に当たって、特に留意すべき事項を下記のとおり通知しますので、貴教育委員会の委員及び知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校、教師等その他全ての関係者に対して周知いただくとともに、これらの関係者と密に連携の上、令和2年度の教科書採択においても、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いします。

なお、採択に関する事務処理の詳細については、別途、当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長宛てに通知していますので、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

1. 教科書採択の公正確保の徹底について

(1) 教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号。以下「無償措置法」という。)第11条の規定により各都道府県に置かれる教科用図書選定審議会(以下「選定審議会」という。)については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令(昭和39年政令第14号。以下「無償措置法施行令」という。)第9条第2項の規定により、教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることができないとされているが、各教育委員会や学校等において教科書の調査研究を行う調査員等についても、教科書採択に直接の利害関係を有する者を選任することは不相当であること。

また、教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、教科書発行者から個別に協力ないしは意見聴取の依頼を受け、著作・編集活動に一定の関与を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会の委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。

※ 「教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者」については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の公布、施行について」(平成28年6月20日付け28文科初第432号初等中等教育局長通知)の「第一2. 留意事項」を参照すること。

※ このほか、採択権者である教育委員会における直接の利害関係のある事件に関する扱いについては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第6項を参照すること。

- このため、選定審議会の委員や調査員等の選任及びこれらの者が行う具体的な審議や調査研究に当たっては、各教育委員会等における関係部署とも連携し、教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

また、教科書発行者との関係について、一義的には、採択権者(公立学校において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該学校長をいう。以下同じ。)において把握すべきものではあるが、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるため、必要に応じてこれらの情報も参照すること。

※ これらの情報のうち教科書の編著作者及び編集協力者の「氏名」，「職業・勤務先」（新様式においては所属に関する情報並びに「勤務先」及び「役職」），「専門分野」及び「担当箇所・役割」以外の情報については，教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないようにすることを目的として提供するものであり，それ以外の目的への利用は認められていないことに留意すること。

※ このほか，教科書発行者が負担した交通費・宿泊費，飲食費その他の費用についても，本人からの申告によっては不明確な点等がある場合には，必要に応じて教科書発行者に問い合わせを行うこと。

(2) 教科書見本の取扱いについて

○ 教科書発行者から各教育委員会等に送付することができる教科書見本の種類及び部数の上限については，毎年度，文部科学省から教科書発行者に通知しており，それを超える教科書見本の送付，又は採択関係者（教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。以下同じ。）に対する献本若しくは貸与は認められていないこと（令和2年度における教科書見本の取扱いの詳細については，別添「教科書採択の公正確保について」（令和2年3月27日付け元文科初第1806号初等中等教育局長通知）（以下「別添通知」という。）を参照のこと。）。

近年，多くの教科書発行者が，従前より継続的に教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり，それらの行為の中には採択関係者からの求めに応じて行われた例もあったことから，引き続き，採択関係者から教科書発行者に対して教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう，くれぐれも留意すること。

○ 高等学校の分校若しくは学科への教科書見本の送付又は平成29年度以前に検定を経た教科書の見本の送付を希望する場合等，一定の場合には，採択権者から教科書発行者に教科書見本の追加送付を求めることを許容しているため，これらの運用上のルールについて明確にしておくとともに，当該ルールを教科書協会を通じて教科書発行者に予め示しておくことが望ましいこと。

※ 教科書見本の追加送付について，採択権者の判断により，具体的手続を学校長に委任することも差し支えないが，その場合には，事前又は事後に報告を義務付ける等により適切に状況を把握することができる措置を講じること。

○ このほか，採択期間における教科書見本の取扱いについて特に留意すべき事項は下記のとおり。

- ・ 教科書見本は、教科書の調査研究等を行うために不可欠なものである一方で、教科書発行者による教科書見本の送付は、教科書採択の勧誘を目的としたものであるとの認識に立った上で、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つこと。
 - ・ 教科書発行者から上限に満たない部数の教科書見本の送付があった場合に、採択権者から当該教科書発行者に追加送付を求めることは差し支えないが、教科書見本の送付は、教科書発行者の判断に委ねられるものであることに留意し、無理な送付を求めることのないようにすること。
 - ・ 平成 29 年度以前に検定を経た教科書の見本についても、採択権者から教科書発行者に送付を求めることを許容しているが、その趣旨は、教科書採択に当たっての調査研究等の用に供するためであることに留意し、当該年度あるいは次年度以降の授業等の用に供することを目的として教科書発行者に送付を求めることのないよう注意すること。
 - ・ 特に複数の市町村から構成される採択地区においては、教科書発行者から送付があった教科書見本の部数が過多となることも考えられるため、その場合に、教科書発行者に教科書見本の引取りを求めることは差し支えないこと。
ただし、その取扱いについては教科書発行者間の公平性の観点に配慮することが必要であり、特定の教科書発行者の教科書見本のみ引取りを求めることは適切ではないこと。
- 教科書見本と併せて、又は個別に、学習者用デジタル教科書の部分サンプルや内容解説資料その他教科書発行者が広く無償で配布する資料を受け取ることは差し支えない。ただし、資料の名称を問わず、有償の商品やサービスが無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与が禁止されていることにくれぐれも注意すること。
 - 授業研究や教材研究等のための採択期間終了後における教科書見本の送付は、令和元年度からは行われていないため、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。このため、令和元年度以降は、採択期間に教育委員会等に送付された教科書見本を採択終了後の授業研究や教材研究のために有効活用すること。

(3) 過大な宣伝活動等への対処について

- 採択期間においても、教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しよ

うとする教科書の宣伝活動を行うことに特段の問題はないが、その宣伝活動により、採択権者の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、文部科学省から各教科書発行者に対しては、下記事項にあるような過大な宣伝活動等を慎むよう指導を行うとともに、教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めているところである。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてであるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

○ このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。その際、文部科学省の指導や教科書発行者行動規範等に違反する行為について、教科書発行者に求めることのないようにすることはもとより、教科書発行者からそういった申出があった場合には明確に断るよう関係者への周知を徹底すること。

○ 教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。

教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の

確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。

- 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて域内における状況を適切に把握し、過大な宣伝活動その他外部からの不当な働きかけにより公正かつ適正な教科書採択に問題が生じていると考えられる場合には、各市町村教育委員会・学校等において適切な措置を講ずるよう指導するとともに、速やかに文部科学省に報告すること。

また、仮に、円滑な採択事務に支障を来すような事態が生じた場合や不当な働きかけがあった場合には、警察等の関係機関とも連携を図りながら、毅然とした対応を取ること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝活動の過熱を防止するため、採択期間においては、教科書発行者（教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的に関係する者を含む。）において、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等を主催しないよう、また、開催に関与することのないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

この点、採択権者が、教科書発行者間の公平性を確保した上で、教育委員会関係者等の教科書採択に携わる者に説明を求める機会を設けることを妨げるものではないが、その際には、教科書発行者に過度な負担とならないよう、都道府県教育委員会による開催が望ましいこと。また、不参加の教科書発行者が発行する教科書について、不参加であることのみをもって、採択しないこととする取扱いを行うなどにより、事実上、参加を強制することは適当ではないこと。

※ 教科書発行者が、採択関係者に対して自らが発行しようとする教科書の宣伝活動については、別添通知及び行動規範も併せて参照すること。

※ 「教科書に関する説明会、講習会又は研修会等」とは、関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者又は教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたものを含み、2以上の学校の教師等を対象としたものを想定しているが、疑義がある場合には、文部科学省に問い合わせ願いたい。

(4) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は行政処分の対象であり、教科書発行者に対して、その内容につ

いて厳格な情報管理を求めていることから、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にそれと同視され得る活動を含む。）に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教師等への周知を徹底すること。

- 上述のとおり、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、4月末を目途に、令和元年度に検定を経た教科書等の編著者及び編集協力者に関する情報を取りまとめたものを、また、教科書協会等から各都道府県教育委員会に対しては、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報を取りまとめたものを送付する予定であるが、これらの者については、検定期間中に検定申請本若しくはその内容の一部を了知し、又は特定の教科書発行者と関係を有するものであることから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

(5) 教科書発行者との関係について

- 質の高い教科書の実現のためには、日々の授業実践を通じて得られた教師等の意見を反映することが必要不可欠であり、教科書の著作・編集活動の一環として、教科書発行者が教師等から意見を聴取することは、大きな意義を有するものであること。また、教師等が行う授業研究や教材研究等の効果的な実施に当たっては、教科書発行者が有する知見を活用することも必要となると考えられること。特に、学習者用デジタル教科書など新たな教材の開発等に当たっては、両者が連携して研究等を行うことが重要となると考えられること。

- 一方で、仮に教師等と教科書発行者の認識が教科書の著作・編集活動あるいは授業研究や教材研究等の一環であったとしても、一般の国民ないしは地域住民等から見れば、教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものと受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教師等に対して指導を徹底すること。具体的には、

- ・ 教師等が適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合について、場合によっては受け取らない場合も含めて、その可否・手続等について条例・規則等において定めるとともに、教師等に対して、法令のほかそれらの条例・規則等に従う必要がある旨を周知すること
- ・ 服務監督権者において、事前・事後を問わず、教師等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと
- ・ 教師等が、法令等に違反して、教科書発行者による不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、当該教師等に対して、懲戒処分も含めて厳正に対処すること

等が考えられる。

特に、教科書発行者の行為の内容又はそれに対する教師等の関与若しくは荷

担の内容・程度によっては、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 32 条（法令等及び上司の職務上の命令に従う義務）、第 33 条（信用失墜行為の禁止）又は第 38 条（営利企業への従事等の制限）の規定に違反することにもなり得ることに留意すること。

（6）文部科学省への情報提供について

- 本通知、別添通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教師等に対して指導すること。

また、報告を受けた教育委員会・学校等にあつては、その行為が教科書採択の公正性・透明性に疑念を生じさせるものである場合には、都道府県教育委員会を通じて、文部科学省に速やかに情報提供を行うこと。

- 文部科学省においては、都道府県教育委員会あるいは教科書発行者等からの情報に基づいて、教科書発行者による不適切な行為が確認された場合には、教科書発行者名を含めて文部科学省ホームページ等において公表する予定としており、各教育委員会等においても、域内で確認された教科書発行者による不適切な行為について、教科書採択に携わる関係者において共有するとともに、当該行為の内容に応じて公表することも検討すること。

2. 教科書採択方法の改善について

（1）採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教師等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教師のみによって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないように、採択手続の適正化に努めること。

- 公立学校において使用する教科書の採択権限は教育委員会が有しており、教育長及び委員の人数分の教科書見本が送付されることになっているが、教育長及び委員への教科書見本の提供状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、必ずしも教科書見本が十分に活用されているとは言い難い。

このため、教育長及び委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であり、教育長及び委員に適切に教科書見本が提供されないことはもちろん、教科書採択に係る会議における配布資料としてだけしか活用されないことも不十分であること。

- 公立の高等学校並びに公立の中等教育学校及び併設型中学校において使用する教科書については学校ごとに異なる教科書を採択することが可能であり、採択に当たっては各学校の希望を聴取することが通例となっているが、これらの学校において使用する教科書についても採択権限は教育委員会が有するものであり、単に各学校の意向に任せて採択を行うようなことがないよう、採択権者としての責務を適切に果たすこと。

この観点から、これらの学校において使用する教科書の採択に際して、各学校から希望を聴取する場合には、事前に各都道府県又は市町村の教育目標等を踏まえた教科書採択の基準となるべきものを各学校に示した上で、各学校の希望を聴取し、当該聴取結果を踏まえて、教育委員会において審査を行うことが適切であること。

- 都道府県教育委員会においては、無償措置法第 10 条の規定により、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長が行う教科書採択に関する事務について指導、助言及び援助を行わなければならないこととされており、適切にその責務を果たすことが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において教科書の調査研究の期間が十分に確保できるよう、文部科学省としても、調査研究に使用する教科書見本が遅滞なく送付されるよう教科書発行者に対して要請するとともに、円滑な需要数集計のためにシステム及びその運用を改善するなどの取組に引き続き努めることとしており、都道府県教育委員会においても、市町村教育委員会等による需要数の報告の期限を更に遅くするなど、採択スケジュールについて不断の見直しを行うこと。

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科等ごとに適切な数配置するなど体制の整備を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。その際、より幅広い視点からの意見を反映させるために、保護者等の意見を踏まえた調査研究の充実を努めること。

調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、採択権者が十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないよう留意すること。

- 文部科学省から教科書発行者に対しては、調査研究をはじめとする採択事務に支障の生じないように、可能な限り漏れなく教科書見本を送付するよう配慮を求めているところであるが、教科書発行者の判断により、教科書見本が送付されない又は調査研究に足る十分な部数が送付されない場合には、その範囲内で調査研究を行うこととして差し支えないこと。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用する教科書の採択については、無償措置法施行令第14条第1項の規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。
- 高等学校等において使用する教科書については、法令上、採択期限は定められていないが、都道府県教育委員会から文部科学省に9月16日までに教科書需要数の報告をしなければならないとされていることを踏まえ、都道府県教育委員会において適切にスケジュール管理を行うこと。

(4) 同一の教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用する教科書については、無償措置法施行令第15条第1項の規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- その特例として、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合には、上記にかかわらず異なる教科書を採択することができることとされているが、それ以外の場合においては、採択替えを行うことはできないこと。

(5) 教科書採択に関する情報の公表について

- 教科書採択に係る資料の公表状況に関する調査結果（別添資料参照）を見ると、採択基準、採択結果や採択理由等について十分に公表されているとは言い難い。

教科書採択の結果及びその理由等の公表に関し、義務教育諸学校については、無償措置法第15条の規定により、採択権者である教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校の学校長に努力義務が課されているところであり、採択権者においては、より一層、採択結果及びその理由をはじめとする教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

また、既に公表を行っている採択権者においても、保護者や地域住民等が容

易にその情報を得ることができるよう、公表の時期・方法等について不断の改善を図ること。

なお、共同採択地区においては、採択地区協議会の事務局が公表する部分もあると考えられるが、その場合であっても、共同採択地区を構成する各教育委員会として、ホームページに当該公表情報へのリンクを貼る等、主体的に公表に取り組むこと。

- 高等学校等において使用する教科書についても、義務教育諸学校において使用する教科書に準じてその採択結果及びその理由等の公表に努めるなどにより、採択権者である教育委員会や学校長は、説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められているところである。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障害その他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

(教科書発行者による取組の例)

- ①ユニバーサルデザインフォントに関する取組
 - ・ルビのフォントを大きくしたり、ゴシックにする。
 - ・本文、グラフの線や数字に太いフォントを使用する。
- ②カラーユニバーサルデザインに関する取組
 - ・色覚の特性に配慮した見やすい色を使用する。
 - ・色だけで情報を伝えないよう、グラフ等で線の種類を変えたり、模様を付ける。
- ③レイアウトに関する取組
 - ・重要な部分を囲むことにより明確に視覚化する。
 - ・写真を重ねる際は、境目をわかりやすくする。

3. 令和2年度の教科書採択における留意事項について

令和2年度における教科書採択については、上記のほか下記事項を踏まえた上で、採択権者の判断と責任により適切に行うこと。

(1) 小学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和

元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する中学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

①小学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、基本的に令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

②中学部

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(4) 無償措置法施行規則第6条の規定による採択について

上記（1）～（3）にかかわらず、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合には、令和元年度に採択した教科書と異なる教科書を採択することができること。また、その場合には、教科書発行者に対して、調査研究等に必要な部数の教科書見本の送付を求めても差し支えないこと。

(5) 高等学校用教科書について

令和2年度においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により教科書以外の教科用図書を使用する場合を除き、追って送付する高等学校用教科書目録（令和3年度使用）に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

(6) 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書について

特別支援学校、特別支援学級及び高等学校等においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。

(7) その他

令和2年度においては、高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるため、申請受理種目及び期間を確認の上、教師等と教科書発行者との関係に特に留意すること。

【参考】教科書検定の申請受付

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/shinsei.htm

4. その他

- 都道府県教育委員会は、新型コロナウイルスの影響により、教育委員会等において教科書採択に関する事務処理が法令、本通知及び課長通知等により難しい事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。
- 一般社団法人教科書協会が制定した行動規範は、以下の URL を参照のこと。
<http://www.textbook.or.jp/about-us/data/code190201.pdf>

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03 (5253) 4111 内線 2411

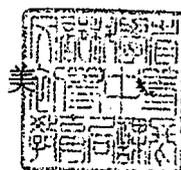




元初教科第39号
令和2年3月27日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
中野理



(印影印刷)

令和3年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和2年3月27日付け元文科初第1807号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課無償給与係
電話 03 (5253) 4111 内線 2411



記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小学校用教科書の採択について

令和2年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和元年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 中学校用教科書の採択について

全ての教科書について新たに採択を行うこと。

(3) 高等学校用教科書の採択について

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（令和3年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

従前の高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降に掲載された場合も同様とすること。

(4) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適当である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

（ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。

（イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

（ウ）上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

（エ）価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

（オ）別途送付している「令和3年度用一般図書一覧」（令和2年3月

2 日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

- ③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

- ④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、令和2年度中に供給可能であるかどうかを十分に確認しておくこと。

なお、令和3年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

- (1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和2年3月27日付け元文科初第1806号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参照すること。
- (2) 教科書発行者に対しては、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。
- (3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないように、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

- (1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。
- (2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、例年どおり、6月10日以降の最初の金曜日である6月12日から14日間(法定展示期間)開催すること(令和2年文部科学省告示第10号)。
- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行うなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよ

う工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。
- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。
- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。
- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握するものとする。
- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。
- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。
なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないように、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。
- (4) 高等学校においては、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用

する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、随時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で示すこと）
 - ③ 採択地区変更に係る理由書
 - ④ 変更前及び変更後の採択地区の名称及び構成市町村名等を対照する書類
- (3) 採択地区の変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談する

こと。

- 7 中学校・高等学校用教科書の今後の検定・採択のスケジュールについて
中学校については令和3年度から，高等学校については令和4年度から，新しい学習指導要領が実施される予定となっており，令和2年度以降の採択事務処理の準備に当たっては，今後の検定・採択のスケジュールについて，別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度（西暦）										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採 択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎				
	採 択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高 等 学 校	主として 低学年用	検 定			◎			◎	◎			
		採 択				△			△	△		
		使用開始	○							○	○	
	主として 中学年用	検 定				◎			◎	◎		
		採 択	△				△			△	△	
		使用開始		○				○			○	
	主として 高学年用	検 定	◎				◎				◎	◎
		採 択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

中学校(令和元年度教科用図書検定結果)

教科	受理種目	内 訳 (括弧内は合格点数、冊数)	合格点数	冊数
国語	国語	東書(3点3冊), 三省堂(3点3冊), 教出(3点3冊), 光村(3点3冊)	12	12
	書写	東書(1点1冊), 三省堂(1点1冊), 教出(1点1冊), 光村(1点1冊)	4	4
社会	地理的分野	東書(1点1冊), 教出(1点1冊), 帝国(1点1冊), 日文(1点1冊)	4	4
	歴史的分野	東書(1点1冊), 教出(1点1冊), 帝国(1点1冊), 山川(1点1冊), 日文(1点1冊), 学心舎(1点1冊), 育鵬社(1点1冊)	7	7
	公民的分野	東書(1点1冊), 教出(1点1冊), 帝国(1点1冊), 日文(1点1冊), 自由社(1点1冊), 育鵬社(1点1冊)	6	6
	地図	東書(1点1冊), 帝国(1点1冊)	2	2
	数学	東書(3点3冊), 大日本(3点3冊), 学図(3点3冊), 教出(3点3冊), 啓林館(3点3冊), 数研(3点6冊), 日文(3点3冊)	21	24
理科	東書(3点3冊), 大日本(3点3冊), 学図(3点3冊), 教出(3点3冊), 啓林館(3点3冊)	15	15	
音楽	一般	教出(2点3冊), 教芸(2点3冊)	4	6
	器楽合奏	教出(1点1冊), 教芸(1点1冊)	2	2
美術	美術	開隆堂(2点2冊), 光村(2点2冊), 日文(2点3冊)	6	7
保健体育	保健体育	東書(1点1冊), 大日本(1点1冊), 大修館(1点1冊), 学研(1点1冊)	4	4
技術・家庭	技術分野	東書(1点1冊), 教図(1点2冊), 開隆堂(1点1冊)	3	4
	家庭分野	東書(1点1冊), 教図(1点1冊), 開隆堂(1点1冊)	3	3
外国語	英語	東書(1点3冊), 開隆堂(1点3冊), 三省堂(1点3冊), 教出(1点3冊), 光村(1点3冊), 啓林館(1点3冊)	6	18
道徳	道徳	東書(1点3冊), 教出(1点3冊), 光村(1点3冊), 日文(1点6冊), 学研(1点3冊), 廣あかつき(1点6冊), 日科(1点3冊)	7	27
合計			106	145

